



先端産業への参入を支援します！

平成27年度

埼玉県新技術・製品化開発費補助金の御案内

埼玉県では、先端産業の創造に資する新技術・製品化開発に補助金を交付します。

対象者

「単独の企業等」、「複数の企業等による共同開発体」、「大学又は公的研究機関と企業等による共同開発体」とする。

なお、企業等が県内企業でない場合は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 共同開発体に県内企業を含むこと。

(2) 埼玉県先端産業創造プロジェクトにおける各分野の研究会やネットワーク等に参加していること。

※「企業等」とは、日本国内に登録簿上の本店又は主たる技術開発の拠点を有する民間企業等とする。

※「県内企業」とは、埼玉県内に登録簿上の本店及び主たる事業所を有する企業若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点のある企業とする。

対象事業

新技術・製品化開発を実施する事業等で次のすべての要件に該当するもの。

(1) ナノカーボン分野、医療イノベーション分野、ロボット分野、新エネルギー分野のいずれかの研究開発であること。

(2) 埼玉県内中小企業への波及効果が見込まれる研究開発であること。

(3) 課題が明確であり、平成28年2月29日までに新技術又は新製品の開発を行うもので、補助事業終了後、新技術又は新製品の実用化が見込まれる研究開発であること。

(4) 補助事業として採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額等)の公表が可能であること。

(5) 補助事業の実施に際して、必要な安全対策が講じられること。

(6) 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。

(7) 補助事業の実施に際して、事業のほぼ全部を第三者に委託(外注)するものでないもの。

補助率等

補助対象経費の10分の10以内、補助上限額は1件当たり2,000万円。

なお、補助金の支払は精算払とする。

例1: ○○についての技術開発 補助対象経費合計 3,000万円 → 補助額 最大 2,000万円

例2: △△製品の開発 補助対象経費合計 1,500万円 → 補助額 最大 1,500万円

受付期間

平成27年4月6日(月)～5月25日(月) 17時(必着)まで

(御持参の場合: 土日祝日を除く 9時～12時、13時～17時)

※郵送又は申請先(産業支援課)へ直接御持参ください。

なお、申請の際には事前に電話連絡をくださるようお願いします。

※申請に必要な書類の様式は埼玉県庁(産業支援課)のホームページからダウンロードできます。(HPアドレス: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/techpro-develop-subsidy.html>)

問い合わせ先 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁 本庁舎4階)
埼玉県産業労働部 産業支援課 先端産業担当
TEL 048-830-3737 FAX 048-830-4813



彩の国 埼玉県

補助対象経費

別表のとおり

補助対象経費の支出は原則として金融機関への振込とする。

採択予定件数

ナノカーボン分野:5件程度

医療イノベーション分野:10件程度

ロボット分野:3件程度

新エネルギー分野:3件程度

審 査

審査を行い、その結果は平成27年6月下旬に通知する。

提出書類

(1)事業計画書(様式指定)	原本1部、写し11部
(2)埼玉県内の事業所等に係る事業税の納税証明書※ (直近1期分・埼玉県の県税事務所で取得)	1部
(3)決算書(貸借対照表、損益計算書)※ (直近3期分) ※財務諸表が1年分しかない場合は、御相談ください。	12部
(4)商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(個人の場合は住民票)※ (3か月以内のもの)	1部
(5)会社案内	12部

※申請者が企業等の場合

以下の書類は、該当する方のみ提出していただきます。

(6) 補助事業計画を説明する資料がある場合は当該資料 (設計図などを含めA4用紙20枚以内)	12部
--	-----

(7) 他の補助金を受けたことがある場合、現在申請中の他の補助金がある 場合は、その補助金名、補助年度、補助事業の概要を記載した書類	12部
---	-----

提出した書類は、採択の可否に関わらずお返しできません。**事 業
スケジュール**

(日程の目安)

募集	平成27年4月6日～5月25日
↓	
審査(書類及びプレゼンテーション審査)	平成27年5月下旬～6月中旬
↓	
結果通知	平成27年6月下旬
↓	
交付決定	平成27年7月上旬
↓	
補助事業実施	交付決定後～
↓	
中間検査	平成27年10月～11月
↓	
補助事業終了	平成28年2月29日
↓	
実績報告書の提出	平成28年3月4日
↓	
検査・補助金額の確定	平成28年3月
↓	
補助金交付(精算払)	平成28年3月下旬～4月中旬

別表

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
原材料費	試作品等の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費 ＜注意事項＞ ① 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることとする。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象とならない。 ② 原材料を補助対象として計上する場合は、受払簿を作成し、受払いを明確にすること。また、仕損じ品やテストピース等は保管しておくこと (保管が困難な場合には、写真撮影による代用も可)。
機械装置・工具器具費	研究開発に必要な機械装置・工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 ＜注意事項＞ ① 研究開発目的以外の汎用性設備は対象外とする。
産業財産権出願・導入費	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費、特許・実用新案等を他の事業者から譲渡、実施許諾を受けた場合の経費
技術指導費	研究開発を行うに当たって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費 ＜注意事項＞ ① 補助対象として計上する場合は、技術指導報告書が必要である。
構築物費	研究開発に必要な構築物の購入、建造、改良、借用、保守又は修繕に要する経費
販路開拓費	開発した製品等の販路開拓に要する経費 ＜注意事項＞ ① 交通費、宿泊費は対象外とする。
人件費	開発事業に直接関与する者の直接作業時間に対して支払う経費 ＜注意事項＞ ① 人件費の算出方法は下記のとおりとする。 $\text{人件費単価} = \text{給料、賞与等の年間支払金額(源泉徴収票の支払額)} \div \text{年間総労働時間(所定労働時間+時間外・休日労働時間)}$ $\text{補助対象人件費} = \text{人件費単価} \times \text{直接作業時間}$ 応募時は平成26年源泉徴収票に基づき人件費単価を算出し、見込額を計上すること。事業終了時に平成27年源泉徴収票及び直接労働時間の実績に基づき、実績額を確定する。
外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試料の分析、法定検査、調査等の外注に必要な費用
委託費	自社内で不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費

※申請者が企業等の場合は消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

補助事業に係る主な注意事項

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがある。

[1] 事業実施における義務事項

- ① 事業日誌及び経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象物件に対する表示
- ④ 補助事業に係る試作品、機械装置、仕損品等の保管（補助事業終了後5年間）

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑤ 消耗品の記録（補助事業終了後5年間）
- ⑥ 預り書の整備保管
- ⑦ 事業計画の変更（中止、廃止を含む）の制限
- ⑧ 財産処分の制限

[2] 経理における義務事項

- ① 補助金流用の禁止
- ② 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象経費の支出は原則として金融機関への振込とし、例外としてそれが困難な場合にのみ現金による支払を認める。その場合は、領収書等の証拠書類を整備、保管すること。

【支出方法の例外（例）】

- ・ 公設試験研究機関での依頼試験等に係る経費を現金払した場合は、領収書を添付すること
- ・ 人件費において、給与を現金払することを慣例としている場合は、給与の支払及び受領が確認できる書類を添付すること

- ④ 補助事業物件の速やかな検収

[3] 報告書類の提出について（いずれも様式指定）

- ① 遂行状況報告書 [提出時期：補助事業年度10月]
- ② 実績報告書 [提出時期：補助事業年度3月4日]
- ③ 事業化状況報告書 [提出時期：補助事業終了後5年間（毎年4月中旬）]

※以下の報告書類は該当する場合に提出する。

- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 遅延報告書
- ⑥ 財産処分承認申請書
- ⑦ 産業財産権取得等の届出

[4] その他注意事項

- ① 補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければならない。
- ② 補助事業完了後の確定検査を経ないと補助金は交付できない。補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。